

(一関市藤沢文化センター条例施行規則の一部を改正する規則)

改正前				改正後			
別表第1 (第9条関係) 冷暖房等使用料				別表第1 (第9条関係) 冷暖房等使用料			
区分		使用料 (円)		区分		使用料 (円)	
[略]				[略]			
電気器具等を 持込使用する 場合	消費電力1 キロワット につき	[略]		電気器具等 (消費電力の 合計が500Wを 超える場合に 限る。)を持 込使用する場 合の電気料金	コンセント 1か所につ き(消費電力 は1500Wまで とする。)	[略]	
別表第2 (第9条関係) 附属設備等使用料				別表第2 (第9条関係) 附属設備等使用料			
区分	名称	使用単 位	使用料 (1 回につき) (円)	区分	名称	使用単 位	使用料 (1 回につき) (円)
舞台	[略]			舞台	[略]		
	ピアノ (グランド)	1台	3,000			ピアノ (グランド)	1台
音響	拡声装置 (マイク2本含む。)	1式	3,000	音響	拡声装置 (マイク2本含む。)	1式	3,100
	[略]					[略]	
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。